

居宅介護等サービス重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所では、利用者に対して上記法律に基づく〈居宅介護〉を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

名 称	医療法人防治会
所在地	高知市薮野北町2丁目10番53号
電話番号	088-826-5523
代表者氏名	理事長 楠木 司

2. 事業所の概要

事業の種類	居宅介護事業		
	事業所番号 3910100134		
	開設：平成18年4月1日		
事業所の名称	ホームヘルパーステーション いずみの		
事業所の所在地	高知市薮野北町3丁目2番28号		
電話番号	088-845-8770		
F A X 番号	088-845-7514		
管理者氏名	武市 香寿子（兼務）		
開設年月日	平成11年10月20日		
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護事業(平成12年4月1日開設) ・事業所番号 3970100693		

3. 事業実施地域

高知市

4. 営業時間

- 営業日：年中無休
- 営業時間：午前8時30分～午後5時

5. 職員の体制

職種	常勤	非常勤	計
1. 事業所長（管理者）	1名（兼務）		1名（兼務）
2. サービス提供責任者	2名以上		2名以上
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）			
(1) 介護福祉士	2名以上	1名以上	3名以上
(2) 訪問介護養成研修 1 級（ヘルパー1 級）課程修了者			
(3) 訪問介護養成研修 2 級（ヘルパー2 級）課程修了者		1名以上	1名以上

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに文書で交付します。又、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

(2) サービス区分及びサービス内容

I. 居宅介護

<身体介護>

- ① 入浴介助・清拭・洗髪 ②排泄介助 ③食事介助 ④衣服の着脱 ⑤その他必要な身体介護

* 医療行為はいたしません。

<家事援助>

- ① 調理 ②洗濯 ③掃除 ④買物 ⑤薬の受け取り ⑥衣服の入れ替え ⑦関係機関への連絡 ⑧その他必要な家事援助

* 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。

* 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の掃除は原則として行いません。

<その他>

必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(3) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

<2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

<早朝・夜間の訪問を行った場合>

利用者のご都合により、早朝（午前6時から午前8時）や夜間（午後10時から午前6時）にサービスを行った場合は、早朝：25%増し、夜間：50%増しの利用料金をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

介護給付費対象のサービス利用者負担額は上限が定められています。所得に応じて月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

<償還払い>

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

(4) サービス利用にかかる実費負担額

<サービス利用料金>

別表の居宅介護サービス利用料金表により、利用者負担額をお支払いいただきます。

(5) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記利用者負担の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、毎月15日までにご請求いたしますので、月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

高知銀行 本店 普通預金 1033184 医療法人防治会 理事長 楠木 司
--

(6) 緊急時対応

利用者又はご家族から、緊急を要する身体介護の訪問介護サービスのご依頼があった場合は、サービス提供責任者が訪問介護計画の変更等を行い、迅速に対応させていただきます。又、その場合の訪問介護の状況について記録をいたします。

緊急連絡は24時間いつでも受け付けます。

緊急時の連絡先は下記のとおりです。

連絡先（電話）：088-845-8770

(7) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中

止又は変更、追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日午後5時までに、下記事業所までご連絡下さい。

ヘルパーステーションいずみの 電話番号 088-845-8770

② サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

7. 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護等計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令等に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

9. 事故への対応と損害賠償

本事業者は、利用者に対する居宅サービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

また、事業者の責めに帰すべき時由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

10. 苦情等（虐待を含む）の受付について

(1) 当事業所における苦情（虐待を含む）の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

<苦情受付窓口>

- 担当者 管理者 武市 香寿子
- 受付時間 月曜日～金曜日（祭日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時
- 電話番号 088-845-8770 ・ F A X 番号 088-845-7514

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高知県障害保健福祉課	所在地 高知市本町 5 丁目 1-45 電話番号 088-823-9634 F A X 番号 088-823-9260 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日・祭日を除く）
高知市社会福祉協議会	所在地 高知市塩田町 18-10 電話番号 088-823-9515 F A X 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日・祭日を除く）

11. 第三者による評価の実施状況等：実施なし